

令和6年度国民年金保険料学生納付特例の申請受け付け中

学生納付特例制度は、20歳以上の学生で所得が少なく保険料を納めることが困難な場合に、在学中の保険料納付が猶予される制度です。本制度を希望する学生で20歳になる人は、誕生日の前日以降に申請が必要です。

持ち物 ▶基礎年金番号またはマイナンバーが分かるもの▶在学証明書（原本）または学生証の写し（両面）▶本人確認書類（マイナンバーカードなど）

※世帯が異なる人が代理で申請する場合は、委任状、代理人の本人確認書類が必要です。

※令和5年度の学生納付特例を2月末までに承認された人で、4月以降も引き続き在学予定の人には、日本年金機構からはがきを送付されます。令和6年度も申請する人は、はがきを返送してください。

※令和4年度、5年度の申請をしていない場合はご相談ください。

申問 国保年金課 ☎ 51-6753

八戸年金事務所 ☎ 0178-44-1742

特別障害者手当などの手当額が変更になりました

特別障害者手当	28,840円 (27,980円)
障害児福祉手当	15,690円 (15,220円)
経過的福祉手当	15,690円 (15,220円)

※（ ）内は3月までの月額です。

申問 生活福祉課 ☎ 51-6718

固定資産の縦覧・閲覧を受け付けします

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と固定資産（土地・家屋・償却資産）課税台帳の閲覧により、固定資産の評価額の比較や固定資産税の課税内容を確認することができます。

■土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

縦覧期間 4月1日(月)～5月31日(金)（土・日曜日、休日を除く）

縦覧できる人 固定資産税の納税者本人、同一世帯家族、納税管理人
※土地のみ課税されている人は土地のみ、家屋のみ課税されている人は家屋のみ縦覧可能です。

■固定資産課税台帳の閲覧

閲覧期間 通年

（土・日曜日、休日を除く）

閲覧できる人 所有者本人、納税管理人

手数料 300円

※4月1日(月)～5月31日(金)は無料

■いずれも

受付時間 午前8時30分～午後4時30分

ところ 税務課

必要な物 ▶本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）▶代表者印を押印した申請書または委任状（委任を受けた代理人が申請する場合）▶賃貸借契約書など（借地人、借家人など）、権利を証明する書類など（固定資産を処分する権利を有する人）

申問 税務課 ☎ 51-6768（土地）、

☎ 51-6769（家屋・償却資産）

漏水の発見にご協力ください

漏水は、水という大切な資源が無駄になるだけでなく、道路の陥没や冬季の路面凍結など、皆さんの日常生活に大きな影響を及ぼします。次のような場合は、周辺で漏水している可能性がありますので連絡をお願いします。

▶晴れているのに道路（地面）がぬれている▶道路が不自然にへこんでいる▶普段乾いている水路にきれいな水が流れている

※道路や宅地内の漏水調査を行っていますが、調査員は必ず身分証明書を携帯し訪問します。また、調査費用を請求することはありません。

申問 水道課 ☎ 25-4516

※土・日曜日、休日および市役所時間外 上下水道部宿日直 ☎ 25-4511

水道メーターの定期交換を行います

水道メーターは、計量法により8年以内に交換することが義務付けられています。

定期交換の作業のために4月上旬から11月下旬までの間に、市が発行する身分証明書を携帯した委託業者が敷地内に立ち入ります。不在の場合でも作業を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

申問 水道課 ☎ 25-4515

源泉徴収義務者向け 定額減税説明会のお知らせ

とき ①4月3日(水)、10日(水)、17日(水) 午後2時～3時

②4月23日(火) 午前10時30分

ところ ①十和田税務署 ②市民文化センター

対象 源泉徴収義務者（給与の支払者）

定員 ①各日20人 ②1,000人

申し込み方法 LINEアプリを利用した「事前予約システム」でお申し込みください。

申問 十和田税務署

法人課税第一部門

☎ 23-3997

友だち追加はこちらから▶



マイナンバーカード出張申請

申問 市民課 ☎ 51-6755 FAX 23-5173

マイナンバーカードを作りたい人のご自宅や事業所などに訪問して、申請のお手伝いをします。ご希望の方はお申し込みください。

なお、市内の商業施設などでの出張申請は終了しました。

申し込み方法 市民課窓口へ備え付けまたは市ホームページからダウンロードした申請書を持参、郵送、FAXにより提出、または電話、電子申請による申請出張申請受け付け当日に必要なもの

本人確認書類（運転免許証、または保険証と診察券の2点 など）

※本人確認書類をお持ちでない場合は受け付けできません。

※15歳未満の人は、同じ世帯の法定代理人も同席してください。

電子申請はこちらから▶

